

歩掛参考見積募集要領

次のとおり歩掛参考見積を募集します。

令和8年1月23日

独立行政法人水資源機構
筑後川下流総合管理所長 北村 達也

1. 目的

この歩掛参考見積の募集は、筑後川下流用水管理所が予定している業務の積算の参考とするための作業歩掛を募集するものです。

2. 参考見積書提出の資格

- (1) 水資源機構における令和7・8年度一般競争（指名競争）参加資格業者の認定を受けています。
- (2) 営業に関し法律上必要とされる資格を有しています。
- (3) 水資源機構から「工事請負契約に係る指名停止等の措置要領」（平成6年5月31日付け6経契第443号）に基づき、筑後川水系関連区域において指名停止を受けていないこととします。

3. 参考見積書の提出等

参考見積書は、次に従い提出してください。

- (1) 参考見積書は、作業項目毎に必要な技術者の人数等を記載して提出して下さい。なお、参考見積書の様式は「別紙 参考見積記入様式」を参考にしてください。

(2) 提出期間：令和8年2月6日（金）まで

持参する場合は、上記期間の土曜日、日曜日及び祝日を除く毎日、午前9時から午後5時まで

(3) 提出先

独立行政法人水資源機構 筑後川下流総合管理所長 北村 達也 宛

なお、送付先は以下のとおりとする。

独立行政法人水資源機構 筑後川下流総合管理所 工務課 山崎

〒830-0071 福岡県久留米市安武町武島 1063-2

TEL : 0942-26-4551、 FAX : 0942-26-1525

E-mail : yugo_yamazaki@water.go.jp

(4) 提出方法

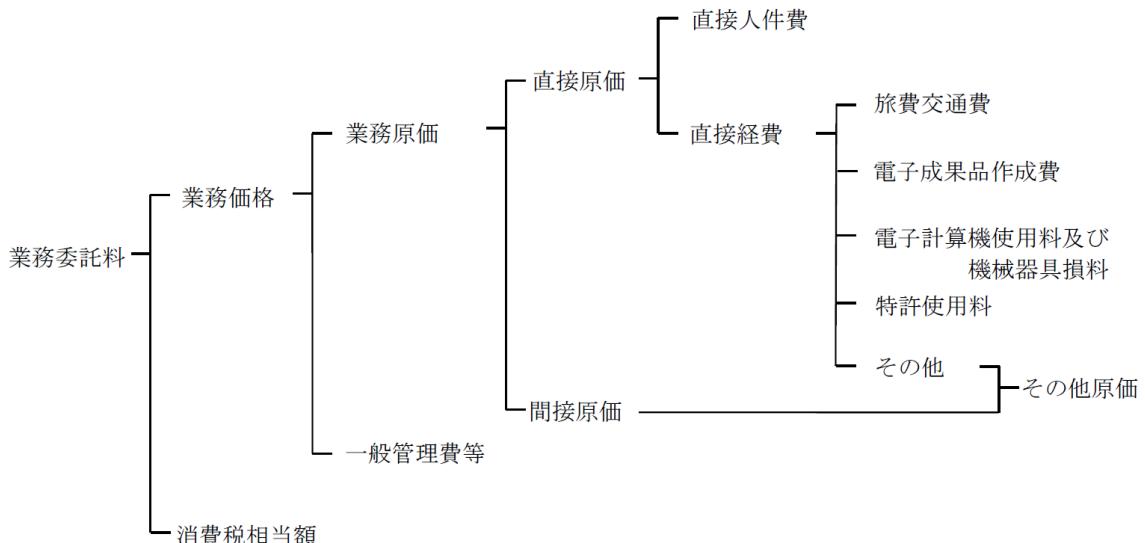
書面は持参、郵送、FAX またはメール（いずれも社印があること）により提出するものとします。

なお、参考見積書の件名は「管内足場設置撤去」としてください。

(5) 業務費の構成と歩掛見積募集範囲

- ① 本歩掛参考見積を適用する業務費の構成は、当機構が別に制定する「積算基準及び積算資料（調査等編）」（以下「基準書」という。）によるものとします。
- ② 歩掛参考見積取範囲は基準書で定義されている直接人件費のうち、下記「4. 参考見積内容」を実施する為に必要な技術者的人数を募集します。

(参考) 積算体系



(6) 技術者の職種と定義

国土交通省が公表している「令和7年度公共工事設計労務単価」における「調査対象職種の定義・作業内容」又は「令和7年度設計業務委託等技術者単価」における「技術者の職種区分定義」によるものとします。

4. 参考見積内容

(1) 基本事項

歩掛参考見積りは、入札目的のものだけでは無く、記入様式及び参考図に示す作業を実施する標準的な歩掛とします。

(2) 目的

管内調査するためのローリング足場を管内に設置撤去等するために必要な歩掛を募集するものです。

(3) 見積内容

- ① 見積内容の詳細については、別紙のとおりとします。
- ② 見積もりする員数は、単位数量当たりとします。
- ③ 足場の資材費も含めてください。
- ④ 見積項目は、別紙に示す「作業項目、作業内容」毎に作成するものとします。

(4) 見積有効期限

令和8年（2026年）3月末日とします。

5. 募集要領に対する質問

この募集要領に対する質問がある場合においては、次に従い、書面（様式は自由）により提出してください。

(1) 提出期間：令和8年2月2日(月)まで

持参する場合は、上記期間の土曜日、日曜日及び祝日を除く毎日、午

前9時から午後5時まで

- (2) 提出場所：3. (3) に同じ。
- (3) 提出方法：3. (4) に同じ。

6. 質問に対する回答

質問に対する回答書は、次のとおり閲覧に供します。

- (1) 閲覧期間：質問書提出期限の翌々日（営業日）から見積書提出期限終了まで
- (2) 閲覧方法：ホームページに掲載します。

7. 参考見積書作成及び提出に要する費用

参考見積提出者の負担とします。

8. ヒアリング

提出していただいた参考見積書についてヒアリングを実施することがあります。

9. その他

この参考見積書をご提出いただいたことで、業務の指名又は競争参加資格をお約束するものではありません。

ご提出いただいた参考見積書は、積算の目的以外には使用いたしません。